コムラサキ

梶税務経営ニュース

編集発行人
梶税理士事務所
税理士 梶　義明
〒933-0947
高岡市本郷1丁目2番7号
河井ビル2階
TEL　0766(25)7722㈹
FAX　0766(25)7723
http://kaji.zei-mu.jp

10月（神無月）OCTOBER

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

ワンポイント ふるさと納税の申告手続き簡素化

これまでふるさと納税を行い確定申告で寄附金控除を受ける際は、寄附ごとに自治体の「寄附金の受領書」が必要でした。令和3年分確定申告からは手続きが簡素化され、国税庁から指定を受けたふるさと納税サイトを運営する特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」の添付で済むようになります。

10月の税務と労務

国　税／9月分源泉所得税の納付　10月11日

国　税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知　10月15日

国　税／8月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　11月1日

国　税／2月決算法人の中間申告　11月1日

国　税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　11月1日

地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付　市町村の条例で定める日

労　務／労働者死傷病報告（7月～9月分）　11月1日

労　務／労災の年金受給者の定期報告（7月～12月生まれ）　11月1日

労　務／労働保険料第2期分の納付　11月1日
（労働保険事務組合委託の場合は11月15日）

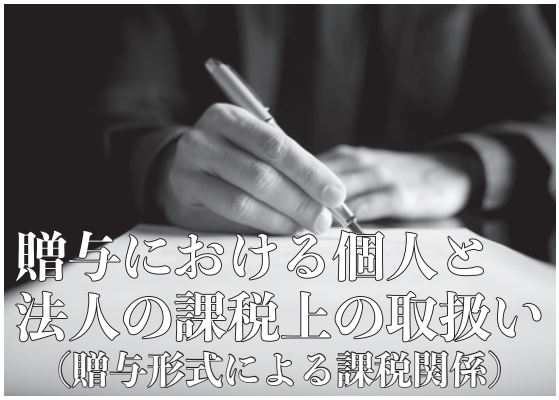

贈与における個人と法人の課税上の取扱い
（贈与形式による課税関係）

贈与については、個人間や法人間だけではなく、個人と法人の間でも行われるものです。

分類すると、①個人から個人、②個人から法人、③法人から個人、④法人から法人、の四つに区分することができます。

そして、個人間での贈与は贈与税が課税されますが、その他では、それぞれ課税の取扱いが異なり少し理解しにくいところもありますので、ここで簡単に整理してみます。

1　個人から個人

個人から個人への贈与では、財産の贈与者には税金がかからず、財産の受贈者に原則として贈与税がかかります。

(1)　課税方法

課税方法には、「暦年課税」のほか、親子間などの贈与で一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

暦年課税は、一暦年ごとに一一〇万円までは基礎控除として贈与税がかかりません。また、父母や祖父母などの直系尊属から、その年の一月一日において二〇歳以上の子・孫などへの贈与には特例税率があります（図表1参照）。

相続時精算課税制度は、贈与を受けたときに、累積で二、五〇〇万円までの特別控除額及び一定の税率（二〇％）で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。

(2)　主な特例制度

①　配偶者からの贈与の特例制度

婚姻期間が二〇年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、一定の要件の下で基礎控除のほかに最高二、〇〇〇万円までの控除（配偶者控除）が受けられます。

②　住宅取得等資金の非課税制度

直系尊属から住宅取得等のための金銭の贈与を受けた場合において、受贈者が贈与を受けた年の一月一日において二〇歳以上であること等の一定の要件を満たしていれば、一定額まで贈与税が非課税とされます。

③　教育、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度

直系尊属から一定年齢の子や孫が、金融機関との契約に基づき、教育資金などの贈与を受けた場合は、教育資金は一、五〇〇万円、結婚・子育て資金は一、〇〇〇万円まで（結婚資金は三〇〇万円が限度）贈与税が非課税とされます。

2　個人から法人

(1)　法人への贈与

法人は、時価で財産の贈与を受けたとして、その受贈益は法人税の課税対象とされます。

具体的には、期末資本金一億円以下の法人の場合、年八〇〇万円までの所得金額には一五％、超過分は二三・二％の法人税がかかります。また、地方法人税が基準法人税額に対し一〇・三％かかります（事業税、住民税省略）。

土地を例に仕訳をすると、次頁の仕訳1のようになります。

一方、個人も「みなし譲渡所得課税」が適用されます。

図表1　贈与税の速算表（相続時精算課税制度を適用しない場合）

基礎控除後の課税価格	一般		特例税率	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0円	10%	0円
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円　超			55%	640万円

具体的には、財産を時価で譲渡（売却）し収入があったとみなし、その財産の時価から取得費等を差し引いた差額に対して所得税が課税されます。そのため、購入時よりも値上がりしている土地のように含み益がある財産を法人に贈与すると、個人にも税金がかかることになります。なお、現金で贈与する場合は、含み益がないのでみなし譲渡所得課税は適用されません。

不動産を個人が譲渡した場合、他の所得とは区分した申告分離課税となります。

税率は、土地や建物を売った年の一月一日現在で、所有期間が五年を超える「長期譲渡所得」が所得税一五％（住民税五％）、五年以下の「短期譲渡所得」が所得税三〇％（住民税九％）です（別途復興特別所得税がかかります）。

（仕訳1）

借方	貸方
（土　地）×××	／（受贈益）×××

（仕訳2）

借方	貸方
（寄附金）×××	／（土　地）×××
	／（売却益）×××

⑵　同族会社への贈与

同族会社に贈与した場合、同族会社の株式等の価額が増加した部分に相当する金額を株主は贈与者から贈与を受けたものとみなされます。

このため、財産を譲渡した個人ともらった同族会社双方に税金がかかるだけでなく、同族会社の株主にも贈与税がかかります。

3　法人から個人

法人は税務上、経済的合理性で行動することを前提として考えられています。したがって、財産を時価で譲渡したとして法人税がかかります。

仕訳で示すと、仕訳2のとおりです。

貸方（右側）は、時価と取得価額との差額が売却益となります。借方（左側）は、法人と個人の間に従業員や役員等の雇用関係があれば次のようになります。

・従業員の場合→賞与
・役員等の場合→役員賞与
・雇用関係がない場合→寄附金

贈与税は、個人から財産をもらった時にかかる税金です。会社など法人から財産をもらった時は個人には贈与税がかかりませんが、所得税がかかることになっています。

図表２　贈与形式による課税関係

贈与形式	課税関係	
	贈与者	受贈者
①個人から個人	課税なし	贈与税がかかる（基礎控除・特例あり）
②個人から法人	みなし譲渡所得課税（時価で譲渡とみなす）	法人税がかかる（資産計上・受贈益）
③法人から個人	法人税がかかる	所得税がかかる（給与又は一時所得）
④法人から法人	法人税がかかる	法人税がかかる（資産計上・受贈益）

この場合、法人と個人間に雇用関係があれば「給与所得」として、雇用関係がなければ「一時所得」として処理します。

一時所得に該当する場合には、右のように算定され、その二分の一に相当する金額が総所得金額に算入されます。

一時所得の計算方法

一時所得の金額
＝総収入金額－その収入を得るために支出した金額（※）－特別控除額（最高50万円）

※　その収入を生じた行為をするため、又は、その収入を生じた原因の発生に伴い、直接要した金額に限ります。

4　法人から法人

財産を贈与した法人は、前記3と同様に財産を時価で譲渡したとして法人税がかかります。

一方、財産を受贈した法人は、財産を時価でもらったことになり、受贈益に法人税がかかります。

財テク株式の売買に伴う課税仕入れ

財テクで行う株式の売買に伴う課税仕入れに係る支払対価としては、委託売買手数料、投資顧問料、保護預り料等があります。消費税の計算において、個別対応方式により仕入税額控除額を計算する場合、これらの支出は非課税売上げにのみ要する課税仕入れの支払対価として取り扱われ、仕入税額控除の対象とはなりません。

各支出の取扱いは、次のとおりです。

1　委託売買手数料

株式を売却する際の委託売買手数料は、株式の譲渡のための費用ですから、非課税売上げにのみ要する課税仕入れの支払対価に該当します。

一方、購入した株式については、それを売却するまでの間に配当金を収受することもありますが、株式を購入する際の委託売買手数料は、配当金を得るための支払対価というよりも、後日における売却のための取得に要する支払対価と認められます。したがって、非課税売上げにのみ要する課税仕入れに係る支払対価に該当することになります。

2　投資顧問料

株式の売買に当たって、投資顧問業者から売買に関して、専門的な助言を得る場合も少なくありません。このような助言に対して支払う投資顧問料も、委託売買手数料と同様に非課税売上げにのみ要する課税仕入れの支払対価となります。

3　保護預り料

株式の保護預り料は、後日の売却のための支出ですから、非課税売上げにのみ要する課税仕入れの支払対価となります。

4　国外株式売却に係る国内取次手数料等

国外に所在する株式を売却した場合に発生する国内取次手数料などの課税仕入れについては、課税売上げにのみ要する課税仕入れの支払対価として取り扱われます。

外貨で支払う役員報酬

Q　当社は米国人の役員に対して毎月一万米ドルの給与を米ドル建てで支給することとしています。この場合、為替レートの変動により、円換算した毎月の支給額は同額となりませんが、定期同額給与として損金算入できますか。

A　役員に対して支給する定期給与（その支給時期が一か月以下の一定期間ごとであるもの）で各支給時期における支給額が同額であることが、定期同額給与に該当するためには必要ですが、ここでいう同額とは、支給額を円換算した金額が同額であることまで求められていません。

よって、ご質問の場合は、毎月の給与を米ドル建てで支給することとし、毎月、そのとおりに給与を支給していますので、定期同額給与に該当することとなります。

電話加入権の評価の改正

社会経済の実態等を踏まえ、電話加入権の評価について通達改正がされました。

改正前は、①取引相場のある電話加入権については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額、②①以外は、売買実例価額等を基として、電話取扱局ごとに国税局長の定める標準価額（全国一律1,500円）により評価することとされていました。

また、特殊番号（100番のような呼称しやすい番号や42番のような誰もが嫌がる番号）については、上記①、②により評価した価額を基とし、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して、適宜増減した価額によって評価することとされていました。

令和3年1月1日以後に相続等により取得した電話加入権については、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価することとし、特殊番号の評価については削除されました。また、電話加入権を一括評価する家庭用動産等に含めて申告することも差し支えないとされています。